



2025 年 7 月 30 日

各 位

会社名 株式会社フライヤー
代表者名 代表取締役 CEO 大賀康史
(コード番号：323A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 望月剛
(TEL 03-6212-5115)

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社役員に対して株式会社フライヤーの第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

1. スtock・オプション（新株予約権）を発行する目的及び理由

当社は、当社の企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害をより一層共有することを目的として、当社の常勤取締役に対して、有償にて新株予約権を発行いたします。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 3.0% となります。しかしながら、本新株予約権は、当社の 2026 年 2 月期から 2028 年 2 月期までの 3 事業年度の EBITDA の累計金額が 3.5 億円（2025 年 2 月期時点では 0.1 億円）を超過することが行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化効果を上回る企業価値及び株式価値の創出に繋がるものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

1,026 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 102,600 株とし、下記(3)①により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、872 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、算定時点株価（発行決議の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）、ボラティリティ（18.3%）、予定配当額（0 円）、無リスク利子率（1.1%）や本新株予約権に定められた条件（行使期間など）に基づき、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価金額を参考に、当該評価金額と同額に決定したものである。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で

除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の付与株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の東京証券取引所における当社株式の終値と同額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については①の調整後の付与株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2025 年 8 月 15 日から 2035 年 8 月 14 日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a. 記載の資本金等増加限度額から、上記 a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権者は、当社の 2026 年 2 月期から 2028 年 2 月期までの 3 事業年度の EBITDA の累計金額が 3.5 億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、EBITDA の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書）における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）における減価償却費、のれん償却及び株式報酬費用を加算した金額を参照するものとし、適用された会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができるものとする。当社が、新株予約権の行使の条件に当たり、EBITDA を判定基準とした理由は、当社の正常収益力を最も適切に反映し、企業価値向上に資する業績指標と判断したためである。

b. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- c. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、死亡から6ヶ月以内に当社取締役会が特に行使を認めた場合は、この限りではない。
- d. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- e. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の割当日

2025年8月14日

(5) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3)①に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(3)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(3)④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(3)⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(5)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(8) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年8月14日

(9) 申込期日

2025 年 8 月 13 日

(10) 備考

この他の条件等は、当社と新株予約権者との間で別途締結する第 5 回新株予約権割当契約書（兼申込証）に定めるところによる。

(11) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

割当の対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社常勤取締役	2 人	1,026 個

なお、上記の数は割当予定数であり、引受の申込みがされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

以 上